

国立大学法人和歌山大学大学連携研究設備ネットワーク委員会規程

制 定 平成21年11月30日

法人和歌山大学規程第 971 号

最終改正 平成29年 3月24日

(設置)

第1条 国立大学法人和歌山大学に、大学連携研究設備ネットワーク協議会規約（平成22年3月8日付け大学連携研究設備ネットワーク協議会決定。以下「協議会規約」という。）に基づくネットワーク構築事業（以下「ネットワーク構築事業」という。）に関する事項を審議するため、国立大学法人和歌山大学大学連携研究設備ネットワーク委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議する。

- (1) 復活再生設備及び最先端研究設備の整備・選定に関すること
- (2) 研究設備の利用料金に関すること
- (3) 研究設備の相互利用に関すること
- (4) 協議会規約第3条第1項第1号に定める委員の選出
- (5) その他ネットワーク構築事業の実施に関し、必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究支援担当の副学長のうち学長が指名する者
- (2) 教育学部から選出された教員 1名
- (3) システム工学部から選出された教員 1名
- (4) 産学連携イノベーションセンター長
- (5) 前条第4号により選出された者
- (6) 研究・社会連携課から選出された職員 1名
- (7) その他委員会が必要と認める者

2 前項第2号、第3号、第7号の委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、任期中に欠員が生じ、これを補充した場合の任期は前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4条 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。

- 2 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代行する。

(事務)

第5条 大学連携研究設備ネットワーク協議会及び本委員会に関する事務は、研究・社会連携課において処理するものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年11月30日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に選出される第3条第1項第2号、第3号、第7号の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず平成23年3月31日までとする。

附 則（平成22年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第1005号）

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1029号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1256号）

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1653号）

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1914号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。